

# 国民健康保険制度が変わります

環境保健係

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うこととなりました。

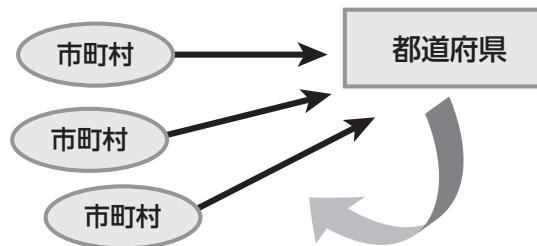
これにより、現行では市町村が個別に運営を行っていましたが、変更後は都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。

## 主な変更点

- 都道府県も国民健康保険の保険者となります。資格や保険料（税）の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。
- 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。
- 同一都道府県内で転居した場合は、国保への加入が継続します。また、条件を満たすと高額療養費の多数回該当\*の回数を引き継がれます。

**変更後** 都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割

都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付



保険給付に必要な費用を、全額、市町村へ交付

\*高額療養費の多数回該当とは…当月を含めた過去12ヶ月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あること。4回目以降は限度額が引き下げられます。

※異なる都道府県へ転居した場合は該当しません。

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
財政運営	・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付
資格管理	・国保運営方針を策定し、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格管理（被保険者証の発行等）を現行と同様に継続
保険料（税）の決定 賦課・徴収	・都道府県内全体の医療費を推計し、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・国保事業費納付金を都道府県へ納付するため左記を参考に保険料（税）を決定 ・賦課・徴収
保険給付	・保険給付に必要な費用を全額市町村へ交付	・保険給付の決定

ご注意ください

## 山林内で有害鳥獣捕獲を実施します（3月末まで）

農林係

毎年、11月15日から2月15日までは狩猟期間として、狩猟鳥獣の捕獲を行っています。

町では、狩猟期間外の2月16日から3月31日までニホンジカ、イノシシ等の有害鳥獣捕獲を「銃器」及び「わな」により捕獲を行います。

この期間内は危険ですので、万が一、山林へ入られる場合は目立つ服装で入山をお願いします。

